

月日	時間	場所	区域及び対象者
3月6日	9時～5時	月瀧村役場	全村 所得税事業税
3月7日	同上	同上	西四ヶ字農業所得税
3月8日	同上	同上	川前部落 同上
3月9日	9時～正午	西小学校	東長島 釣寄 新村
同上	1時～4時	木滑公民館	木 滑

月日	時間	場所	区域及び対象者
3月10日	9時～4時	満徳寺	大 別 当
3月11日	9時～正午	萱場集会所	西 萱 場
3月13日	9時～4時	梵行寺	上曲通 下曲通
3月14日	同上	商工会	月 瀧
3月15日	1時～4時	月瀧村役場	申告をされない方

農業所得標準きまる

※昭和46年分県下一斉に発表※

昭和46年分農業所得標準は、2月1日県下一斉に発表されました。
月瀧村に適用される標準は、次のとおりです。

1. 水 稻 (10a当り)

	収入内訳				必要経費							差引得
	収量	単価	収入金額	公租公課	種 苗	肥 料	雇人費	農具費	償却費	その他	計	
災害地	(343)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
普通地	499	13,396	66,846	1,764	497	3,449	2,450	1,034	2,546	6,285	19,025	47,821

2. 普通畑 (10a当り)

	収入内訳				必要経費							差引得		
	収量	単価	収入金額	公租公課	種 苗	肥 料	雇人費	農具費	償却費	その他	計			
馬鈴薯	1,493	205	30,607	23%	7,107	1,247	4,287	3,857	730	1,007	1,567	4,017	16,707	30,327
甘 薯	1,298	230	29,854	6.0	1,791									
雑 穀	116	10,086	11,699	48.0	5,615									
野菜	1,718	232	39,857	81.6	32,523									
計					158.8									47,029

3. 特殊田・畑及び副業

種 類	単 位	所得金額	摘 要	種 類	単 位	所得金額	摘 要
青 梨 畑	成木10a当り	82,100		乳 牛	一頭当り	57,000	
赤 梨 畑	同 上	66,700		肉 豚	同 上	3,550	
桃 畑	同 上	72,000		繁 殖 豚	同 上	39,190	ヨークシャー
リンゴ畑	同 上	48,000		同 上	同 上	77,390	ランドレース
ぶどう畑	同 上	80,300		養 鶏	10羽当り	1,370	1,000羽未満
球 根	チューリップ	10a当り	65,300	裏作含む	同 上	1,520	5,000羽未満
	アイリス	同 上	65,300	同 上	プロイラー	100羽当り	2,100
	す 田	同 上	75,600				

交通事故と示談

◎ 示 談

交通事故被害者の賠償は、法の規定により保障されているが、さらに自賠保償法は事故の特殊性を考慮して被害者の損害賠償請求を容易なものとする措置を講じている。事故により被害を受けた場合、法律に基づいて事故に基いて生ずる損害を加害者に賠償を求め、賠償が容易に実現すれば問題が無い筈である。

しかしながら、損害賠償についてみると、訴訟、調停等の司法手続に訴えて正当な解決を求める事例が少なく、大部分は当事者間の話し合い、すなわち「示談」によって解決されている。このような「示談」によってとりこまれた賠償額は、人命等の代償としてはあまりにも低い額で成立しているといわれている。

交通事故の事後処理についての予備知識を持たず、また精神的にも動揺している被害者が、加害者につけこまれて安易に「示談」に応じあてで取りかえしのつかない事態にならないよう充分注意しなければならぬ。

◎ 損害賠償と請求内容

1. 積極損害
2. 治療費
3. 付添費
4. 諸雑費

1. 逸失利益
2. 幼 児
3. 主 婦
4. 労働能力低下(後遺症)
5. 慰謝料
6. 傷害
7. 後遺症
8. 死亡
9. 物 損

◎ 交通事故と保険給付

交通事故による傷病についても保険給付の対象となります。給付を受ける場合

- 一、被害者の住所、氏名
- 二、被害者の住所、氏名
- 三、被害者の住所、氏名

◎ 示談と保険給付との関係

被害者はみんな、社会保険(医療保険)に加入されているかと思いがちです。被害者は、示談と自分が受け取る損害賠償のみを考えた方が多いと思われる。特に損害請求のなかに、積極損害があります。被害者は各医療機関に自己負担金をお支払いされていますが、外に保険給付により医療機関に医療費が別に支払われていることをお考え下さい。

共同納税相談の実施について

今年も村県民税の申告をしていただく時期がきました。役場では次の日程により村県民税、所得税、事業税の納税相談を実施いたします。その中でもよりの会場へお出で下さるようお願いいたします。

- 一、申告期限
- 二、村県民税の申告義務者
- 三、村県民税、所得税、事業税の申告は、二月十六日から三月十五日までです。
- 四、昭和四十七年一月一日現在、月瀧村に住所を有するもので、左記に該当するもの。
 - (一) 昭和四十六年中に地代、家賃等の収入があつて昭和四十六年分の所得の確定申告をしない方
 - (二) 昭和四十六年中に営業、農業等の事業を営んでいて、昭和四十六年分の所得税の確定申告をしない方
 - (三) 給与所得者で昭和四十六年中に給与所得以外の所得(地代、家賃、配当、外交員報酬等)について昭和四十六年分の確定申告をしない方
 - (四) 給与所得者で二ヶ所以上から給与(年末調整をした前職分の給与を除く)所得があり昭和四十六年分の所得税の確定申告をしない方
 - (五) 昭和四十六年中に所得税の源泉徴収を受けなかった賃金

1月4日	新年仕事はじめ
1月1日～31日まで	広報編集委員会
8日	消防出初式
15日	成人式
20日	教育委員会定例会
24日	監査委員会
25日	農業委員会
26日	民生委員会
30日	経済土木委員協議会

杜教 だより

公民館

◎ 月寿荘で成人式

本年度の成人式を恒例により、一月十五日(成人の日)に挙行しました。昨年まで中学校を会場としてきたのですが、本年は木の香も新しい老人憩の家月寿荘の暖かい大広間で挙行しました。対象者の約七割、六十八名の出席のもとに、午前十時過ぎ教育長の開式の辞により式典を開始し、村長、議長、中学校生徒会代表の祝辞を頂き、以下記念品贈呈、祝電披露、成人者代表原正一君(上曲通)の謝辞とつぎ、木村公民館長の閉式の辞で式典を終了。



(写真は謝辞をのべる原正一君)